

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年1月17日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年1月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ指宿店

指宿市西方1639-1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和元年8月6日

3 意見の概要

- (1) 店舗設置に係る作業や店舗で使用する機器等が、「騒音規制法で定める特定建設作業」及び「振動規制法で定める特定建設作業」に該当する場合は、所定の届出を行うこと。
- (2) 該当しない場合でも、作業時の騒音、振動による周辺への影響について、十分に配慮すること。